

## 第 2 回差別解消推進会議相談部会

事務局：それでは定刻を少し過ぎましたけれども、ただいまから令和 3 年度第 2 回福岡市障がい者差別解消推進会議相談部会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日は委員総数 15 名のところ、14 人の方がご出席ということでいただいております。また、本会議は原則非公開となっております。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日、配布資料として机の上に置いておられますのが、会議次第、座席表、委員名簿。前回のデータでもお送りしましたけれども、改めて今回、委員名簿のほうを配布をさせていただきます。また、事前にお送りした資料は、資料 1 といたしまして「相談事例報告書」、資料 2 「年次報告書」、資料 3 「令和 2 年度障がい者差別解消相談事例報告」、資料 4 「令和 2 年度相談実績における差別解消の現状と課題について」です。全てお手元にございますでしょうか。

それでは、本日の会議次第についてご説明いたします。お手元の会議次第をご覧ください。議事として「相談案件の報告・検討」、「推進会議への事例報告等について」を行い、そのあと意見交換を行います。

それではこれより先の会議進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

部会長：それではよろしくお願いいたします。

議事の 1 番目「相談案件の報告・検討」、令和 3 年の 2 月～6 月までの分ですけれども、これについて資料 1 に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、右肩に資料 1 と書かれました相談事例報告書のほうをご覧ください。

まず 1 番目といたしまして、「新規相談件数」でございます。令和 2 年度は 2 月～3 月分と、令和 3 年度が 4 月～6 月分ということでまとめております。令和 2 年度分である令和 3 年 2 月～3 月分は新規が 3 件ございました。前年同月が 9 件でしたので、比べますと 6 件減っているということになります。

令和 3 年度については、4 月～6 月分といたしまして、新規が 11 件ございました。前年同月分と比べますと、前年同月が 8 件でございますので、令和 2 年度の同月分に比べると、令和 3 年度は差別の相談というのが増えている状況ということでございます。ただし、これまでご報告をしていなかった期間の合計でいきますと、新規が 14 件、前年同月分が 17 件ということで、全体としては、あくまでも集計の期間を同一の集計期間と比較をしたら減っているところがございます。

それから 2 番目といたしまして、「令和 3 年 2 月～6 月における新規相談件数の分野と障がい種別との関係」ということで、こちらにまとめております。「聴覚・言語障がい」の方の相談、それから「発達障がい」の方の相談というのが 3 件と最も多いところがございます。それから分野でいきますと、「商品・不動産」が 3 件というのが一番多い相談になっております。

次が 3 番目になります。「令和 3 年 2 月～6 月の相談状況」ということで、真ん中の枠の中の「差別区分」をご覧ください。今回の期間中、「不当な差別的取り扱い」の相談が 1 件、それから「合理的配慮の不提供」の相談が 4 件ということでございました。

それから右側の枠の中になります。先ほども申し上げましたように、「相談分野」でい

きますと「商品・不動産」というのが3件ということになっております。

それから「相談内容」につきましては、今回14件の中で「調整・あっせん」を行ったのが1件、それ以外は説明とか情報の提供といったところで、一番多かったのが「説明・情報の提供」が10件ということになっております。

それから「今後必要な取り組み」に関しましては、これは相談があった時に、この相談結果に基づいて今後どういった取り組みが必要なんだろうかというのをまとめているところになりますが、今回は「障がいの理解」というのが最も多く、8件ということでした。以下、「条例や各省庁、職員の指針や規程の周知」が6件、「合理的配慮の話し合い」が4件ということになっております。

こちらにつきましては14件の相談で、複数の必要な取り組みがある場合がございますので、合計が23件となっておりますけれども、新規相談件数の14件の中で、例えば「規程の周知」と「障がい理解」を1つの事例について必要な取り組みとして計上することがございますので、件数については必ずしも一致するものではございません。

---

(以降非公開)

---